



島根県報

平成19年 6 月12日 (火)

第 1,887 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則 (管 財 課) 2

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 5

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害者福祉課) 5

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の 4 第 2 項後段の規定による特 (") 5

例措置を採ることができる精神科病院の指定

保安林の指定施業要件の変更 (森 林 整 備 課) 6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 6

教委公告

県立益田翔陽高等学校の高周波溶解炉の購入に係る一般競争入札の実施 (教 育 施 設 課) 7

選管告示

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の 1 及び 3 分の 1 の数 8

人委告示

平成19年度島根県職員(看護師)採用試験の実施 9

公安告示

空港保安警備業務 2 級検定の実施 (警 察 本 部) 11

交通誘導警備業務 1 級検定の実施 (") 12

公布された条例等のあらまし

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則(規則第60号)

1 規則の概要

- (1) 行政財産の使用許可基準に、広告掲載のために使用させる場合を追加することとした。(第26条関係)
- (2) 1月に満たない期間に係る財産の借受けについては、異動報告を要しないこととした。(第59条関係)
- (3) 公有財産現況報告書の様式を改正することとした。(様式第21号関係)
- (4) その他規定の整理及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第60号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第26条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 県が実施する広告事業（県が保有する資産を広告の掲載等の媒体として提供する事業をいう。）による広告の掲載のため使用させる場合

第49条第1項中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

第59条第5号中「1年」を「1月」に改める。

様式第18号その3中

を

に改める。

価 格
千円

m ² 単価	価 格
円	千円

備 考

建 築 日	備 考
年 月 日	

様式第18号その 5 中

を

に改める。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号(第58条関係)

第 年 月 日 号

総務部長様
(管財課)

財産部局長

公有財産現況報告書
年3月31日現在における公有財産の現況を次のとおり報告します。

口座名		(価格単位:円)								
区分	数量単位	前年度末現在		本年度中増減				本年度末現在		増減理由
		数量	価格	増		減		数量	価格	
				数量	価格	数量	価格			
土地	m ²									
建物	木造	m ²								
	非木造	m ²								
工作物										
立木竹	樹木	本								
	立木	県有	m ³							
		分収	m ³							
地上権	m ²									
鉱業権	m ²									
無体財産権	特許権	件								
	商標権	件								
	意匠権	件								
	著作権	件								
	その他	件								
出資による権利	口									
有価証券	株									
動産										

借受財産

区分	数量単位	前年度末現在		本年度中増減				本年度末現在		増減理由
		数量	価格	増		減		数量	価格	
				数量	価格	数量	価格			
土地	m ²									
建物	m ²									

使用許可(貸付け)の状況

区分	件数	金額	備考
公衆電話機、自動販売機等			
電柱敷、地下埋設物等			
職員駐車場			
1月未満のもの			
その他のもの			内訳書を添付のこと。

記載要領

- この報告書は、行政財産及び所属指定普通財産について、公有財産台帳の口座ごとに作成すること。
- 数量欄には、公有財産台帳の数量を記入し、価格欄には、公有財産台帳の価格を記入すること。
- 借受財産の価格欄及び使用許可(貸付け)の状況の金額欄には、借上料又は使用料(貸付料)の年総額を記入すること。
- 工作物の数量は、種目により単位が異なるため、種目数をもって数量とすること。
- 動産(船舶・浮標・浮桟橋・浮ドック・航空機)については、数量単位欄に区分及び数量単位を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第491号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 6 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ひょうま	通所介護	デイサービスセンター 中吉田・しずかさんの家	益田市中吉田町508 3	平成19年 6 月 1 日
	介護予防通所介護			

島根県告示第492号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第 2 条の規定により告示する。

平成19年 6 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
三原 悦子	眼科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成19年 5 月29日
岡田 清治	循環器科	松江市立病院	松江市乃白町32 - 1	平成19年 5 月29日
中村 英介	内科 神経内科	中村クリニック	松江市黒田町446 - 1	平成19年 5 月29日
吉村 寛志	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成19年 5 月29日
小阪 真二	呼吸器外科	島根県立中央病院	出雲市姫原 4 - 1 - 1	平成19年 5 月29日
荒田 順	形成外科	島根県立中央病院	出雲市姫原 4 - 1 - 1	平成19年 5 月29日
奥野 誠	内科	出雲医療生活協同組合 大曲診療所	出雲市大津町1941	平成19年 5 月29日
宮本 寛	内科	在宅診療所いずも	出雲市塩冶町2073	平成19年 5 月29日
石黒 真吾	心臓血管外科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市黒川町3748	平成19年 5 月29日
田坂 勝	小児科	隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成19年 5 月29日
澤 敏治	外科	隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成19年 5 月29日

島根県告示第493号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成19年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
島根県立湖陵病院	出雲市湖陵町大池240番地	平成19年6月1日

島根県告示第494号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和48年10月18日農林省告示第1915号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に据え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年6月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 里山バイオマスネットワーク

3 代表者の氏名

福田 正明

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市岡本町1086番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、身近な里山の整備とそこから生まれるバイオマス資源の循環利用を率先実行し、広く呼びかけ、取組みを定着化させることによって、地球温暖化防止に貢献し、明日を担う子供たちに明るい未来を引き継ぐための環境づくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

教 育 委 員 会 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

平成19年 6 月12日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立益田翔陽高等学校高周波溶解炉 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年 3 月28日（金）

(4) 納入場所

島根県益田市高津 3 - 21 - 1 島根県立益田翔陽高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「産業機器」に登載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8502 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階

島根県教育委員会教育施設課（電話0852 - 22 - 6603）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年 6 月12日から平成19年 6 月14日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土日を除く午前 8

時30分から午後5時までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 年月日 平成19年6月29日(金)

イ 時刻 午後1時30分から

ウ 場所 島根県松江市殿町1番地 会議棟1階 第1会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成19年6月25日(月)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない、なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第74号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成19年6月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- | | |
|--|--------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 12,061 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを | |

合算して得た数)	167,171
3 地方自治法第80条第 1 項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)	
八束選挙区	3,743
仁多選挙区	4,398
簸川選挙区	7,412
邑智選挙区	6,571
鹿足選挙区	4,740
隠岐選挙区	6,549
松江選挙区	52,252
浜田選挙区	16,766
出雲選挙区	39,356
益田選挙区	14,131
大田選挙区	11,363
安来選挙区	12,123
江津選挙区	7,465
雲南・飯石選挙区	14,141
4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)	167,171

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第 5 号

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第18条第 1 項の規定に基づき、平成19年度島根県職員 (看護師) 採用試験を次のとおり実施する。

平成19年 6 月12日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成19年 6 月14日 (木) ~ 7 月13日 (金)

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで (土曜日及び日曜日を除く。)。郵送による場合は、7 月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、7 月 6 日 (金) 午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

試験の種類	採用予定人員	職 務 内 容
看護師	51名	県立病院等に勤務し、専門的業務に従事

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

試験の種類	年 齢 ・ 資 格 等
看護師	昭和54年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの又は平成20年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの。

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

試験の種類	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
看護師	平成19年8月4日（土）～8月8日（水） 受付時間 8：40～8：50 試験開始時間 9：30	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町） 8月7日～8日 くにびきメッセ （松江市学園南）	8月23日（木）に県庁前 掲示板に合格者の受験 番号を掲示するほか、 受験者（棄権者を除 く。）に結果を通知す る。

5 試験の種目、配点及び内容

試験の種類	試験種目及び配点	内 容
看護師	教養試験（120点）	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による筆記試験
	専門試験（180点）	専門的な知識及び能力について、択一式による筆記試験
	作文試験（200点）	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
	面接試験（500点）	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

6 専門試験出題分野

試験の種類	出 題 分 野
看護師	基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、公衆衛生学

7 受験手続

(1) 申込書の交付

- ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。
- イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「看護師請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「看護師申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

- (2) 3 の受験資格を満たさない場合は、採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。(学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合(6%)の減額措置を実施している。

初任給の例(平成19年 4 月 1 日現在)

【看護師】

学 歴	年 齢	初任給月額(減額前)
短大 3 卒	21 歳	186,700 円

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第64号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第 7 条の規定により告示する。

平成19年 6 月12日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 2 級

2 検定実施日時

平成19年 9 月15日(土) 午前 8 時30分から午後 5 時まで

3 検定実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

4 受検定員

10人程度

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成19年8月6日(月)から同年8月10日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 添付書類

(ア) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ウ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

9 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会の共同で実施する。

10 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。

島根県公安委員会告示第65号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により告示する。

平成19年6月12日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務1級

2 検定実施日時

平成19年 9 月28日 (金) 午前 9 時30分から午後 5 時まで

3 検定実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

(1) 規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (以下「2 級検定」という。) (交通誘導警備業務に係るものに限る。) に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

(2) 都道府県公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成19年 8 月 6 日 (月) から同年 8 月17日 (金) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 添付書類

(ア) 写真 (申請 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(ウ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明

する書面1通

(エ) 6(1)に該当する者にとっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、6(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

(オ) 6(2)に該当する者にとっては、1級検定受検資格認定書1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日の受付時間は、午前9時から同9時20分までとする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。